

令和6年度事業計画

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

基本方針

令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが2類相当から5類へ移行となり、これまで制限されてきたイベントや各地の行事等が通常開催されるなど、明るい兆しが見える一年となりました。一方で、前年から続く食料品や光熱費、燃料費をはじめとする物価の高騰が、国民生活に多大な影響を与えています。

人口減少と高齢化の進行による労働力人口の大幅な減少が懸念される中、国は、意欲ある高年齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で働き続けることができる社会の実現に向けた取り組みを推進していくこととしており、シルバー人材センター関連予算として、各センターに対し、サービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での就業機会の開拓等を推進するための事業費や、安定した運営のための運営費の補助を行っています。

このような状況において、シルバー人材センターは、就業を希望する会員に働く機会を提供することを通じて、会員に生きがいと生活の安定を与えるとともに、地域社会の活性化にも貢献しており、その役割はますます重要になっています。

盛岡市シルバー人材センターでは、昨年度、これまでコロナ禍で中止や縮小してきた役員による会員募集活動や企業訪問を実施したほか、会員によるボランティア活動を各地域で行うなど、積極的な活動に努めましたが、会員数、契約金額とも第二次中期計画の目標値を下回る結果となりました。今後も、昨年10月に始まったインボイス制度の影響が懸念されるほか、フリーランス法の施行に向けた新たな契約方法への移行等、先行きの見えない状況が予想されます。

最終年度を迎えた第二次中期計画の目標達成に向け、シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」に則り、引き続き、会員、役職員が一体となって、会員数と就業機会の拡大、安全・適正就業の推進に努めていく必要があります。また、会員の利便性向上及びフリーランス法施行後の効率的な事業運営のためにデジタル機能の強化も急務となっています。

以上のことから、令和6年度は次の事業を重点に取り組みます。

第1 事業方針

1 会員数、受託件数及び契約金額等

会員数及び契約金額は、センター事業運営の根幹をなすものであり、次のとおり目標値を定め事業を推進します。

会員数については、第二次中期計画に基づき、令和6年度の目標値を860人とします。これまでの実績を踏まえながら、積極的な会員確保に取り組むとともに、就業が困難になった会員には「ゴールド会員」制度を活用し継続加入を勧めてまいります。

また、受託件数及び契約金額の増加に向け、受注継続と新たな就業先の開拓に努めてまいります。

(1) 受託事業

区分	令和6年度目標	令和5年度目標	令和5年度実績
会員数(人)	860	840	839
受託件数(件)	4,830	4,810	4,184
契約金額(千円)	218,000	217,000	208,887
就業延日人員(人日)	42,800	42,600	37,625

(2) 労働者派遣事業

区分	令和6年度目標	令和5年度目標	令和5年度実績
受託件数(件)	300	290	268
契約金額(千円)	26,000	25,000	19,699
就業延日人員(人日)	4,700	4,500	3,828

第2 事業計画

1 雇用によらない就業機会の提供

一般の職業紹介になじみにくい地域社会に密着した仕事を、請負又は委任により有償で引き受け、これを会員に提供することにより、高齢者に社会参加と生きがいを与え、活力ある地域社会づくりに貢献します。

2 雇用による就業機会の提供

高齢者が地域の人手不足分野や現役世代を支える分野での就業が求められる中で、清掃業等の就業拡大について、実施主体の岩手県シルバー人材センター連合会(以下「県連合会」という。)と連携を図り、次の事業を実施します。

(1) 労働者派遣事業

県連合会が行う労働者派遣の実施事業所として、高齢者の多様な雇用・就業機会を確保するため、派遣労働を希望し登録した会員を対象に事業を実施します。

- ア 派遣元責任者講習への参加
- イ 県連合会が実施する派遣登録会員に対する教育訓練への参加
- ウ 派遣業務担当者研修への参加

(2) 職業紹介事業

県連合会が行う職業紹介の実施事業所として、請負・委任や派遣になじまない業務について、一般高齢者及び会員を対象に有料の職業紹介を行います。

- ア 職業紹介責任者講習への参加
- イ 職業紹介事業研修会への参加

3 就業に必要な知識及び技能を付与するための講習

(1) 講習事業

会員のスキルアップを図るため、就業に必要な知識及び技能等に関する講習会や、自らの安全確保のために必要な知識を習得するための講習会を実施します。

- ア 就業安全講習会(交通安全及び救急救命法)
- イ 技能講習会
- ウ スマートフォン教室
- エ 派遣登録会員に対する教育訓練

(2) 県連合会が行う講習等事業

仕事に必要な知識や技能を習得し就業につながるよう、会員に対し、県連合会が実施する講習会や各種の講座等への参加を呼び掛けます。

第3 事業推進のための活動

高齢者の生きがいの充実及び福祉の向上を図り、活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、社会参加活動を推進するため、次のとおり諸活動を実施します。

(1) 普及啓発事業

シルバー事業への理解を深め、地域に密着した事業を効果的かつ効率的に推進するため、次の普及啓発活動を実施します。

- ア 地域班による社会奉仕活動(普及啓発促進月間を中心に)
- イ ホームページ、マス・メディアを活用した普及啓発、情報提供
- ウ 「広報もりおか」、「盛岡市ホームページ」への掲載依頼によるPR
- エ 会報「シルバー盛岡」による普及啓発(年2回)

- オ 会員の口コミによる勧誘やリーフレットの配布活動
- カ 県連合会と連携した広報活動の推進
- キ 役員等による街頭での会員募集活動
- ク 老人福祉センター、地区活動センター等公共施設へのリーフレット設置
- ケ 「おばあちゃんの手づくり教室」等の開催

(2) 安全・適正就業の推進

「安全就業の確保は会員就業の原点」を重点目標に、会員が自らの健康維持と安全の確保を図り、提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動に努めます。

特に、機械除草作業中の事故が多いことから、事前の点検を行うなど事故防止のための指導を行うとともに、他センターの実施事例等の調査・研究を行い対応策の検討を進めます。

また、適正就業の推進については、「盛岡市シルバー人材センター適正就業基準」に基づき、発注者の理解と協力を得て長期就業や未就業会員の解消に努めます。

- ア 安全・適正就業推進計画の作成
- イ 安全・適正就業委員会の開催及び委員等による就業現場パトロール
- ウ 安全・適正就業推進強化月間における推進活動
- エ 県連合会主催の「安全・適正就業推進研修会」への参加
- オ 就業安全講習会の開催（「高齢者の交通安全」「高齢者の救急救命法」など）
- カ 会報「シルバー盛岡」による安全就業と健康管理に関する意識啓発

(3) 調査研究

センターが、社会経済状況や、高齢者の就業に対する意識の変化に対応し、高齢者の就業分野を支える役割を十分に果たすことができるよう、各部会において、事業の実施、会員拡大及び就業機会の拡大のための種々の調査・研究等を行います。

- ア 広報総務部会の開催（会報見直しの検討、各種事業の調査等）
- イ 組織部会の開催（会員拡大、退会抑止策の検討、未就業対策・技能養成等）
- ウ 事業部会の開催（就業開拓及び拡大・安全衛生等）

(4) 就業分野の開拓・拡大

役員等による企業訪問、会員によるリーフレット配布等を通じて、地域における多様化するニーズを的確に把握し、より多くの就業機会の確保・提供に努めます。

- ア 役員等による事業所及び官公庁等への訪問
- イ 会員、地域班によるリーフレット等の配布・PR活動
- ウ 「空き家」等の維持管理を支援する取り組みの拡大・強化
- エ 「介護予防・日常生活支援総合事業」等の生活支援への取り組み

(5) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

サービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での就業機会の開拓・マッチング等を推進するため、平成 27 年度から実施している事業です。

センターの就業形態を問わず事業対象となることから、引き続きコーディネーターを配置するなどして、地域ニーズの把握と就業開拓を行い、会員の就業に結び付くよう取り組みます。

(6) 相談・情報提供

入会説明会を定期的を開催し、センター事業の主旨・目的をわかりやすく説明、参加者の入会に繋がります。また、ハローワークや県連合会と連携しながら、高齢者を対象とする就業又は雇用等に係る相談及び情報提供に努めます。

- ア 入会説明会の開催
- イ 就業相談の実施
- ウ 企業等向け説明会への参加

(7) 社会参加活動の推進

会員の生きがいの充実と福祉の増進を図り、自主的活動に対する意識や共助の精神で共働するという意識を高めることを目的として、ボランティア活動等への参加を促し活動の機会を提供します。

- ア 地域班による社会奉仕活動の実施（公共施設等）
- イ マス・メディアを活用した普及啓発、イベント等へのボランティア参加

(8) 地域班の活性化と職群班の増強

地域班会議の開催を奨励するとともに、地域におけるボランティア活動等の自主的な実施を促し、地域班活動の活性化を図ります。地域班会議には担当役員及び事務局が参加し、意見交換や意識共有を図ります。

また、受注の多い職群班については、市広報等による会員募集や口コミによる勧誘を行いながら、会員の育成・増強を図ります。

(9) ワークプラザの設置

ワークプラザの設置は、会員相互の技術継承や技能開発を進め、かつ受注能力を高めるため有効であることから、無償貸与等が可能な施設等がないか調査し、必要に応じて関係機関と協議を行います。

(10) 会議等の開催

区分	会議等の名称	回数	期日(備考)
1 定 款	(1) 定時総会	1回	6月
	(2) 理事会	5回	5月、9月、3月他
	(3) 監査(法人法第99条第1項) ・理事の職務の執行を監査	1回	5月 定期監査
2 そ の 他	(1) 理事会専門部会 (広報総務・組織・事業の3部会)	随時	
	(2) 安全・適正就業委員会	2回	
	(3) 就業安全講習会	1回	
	(4) 地域班長会議	1回	
	(5) 地域班会議	随時	
	(6) 会報編集委員会	随時	